

## 用語の説明

### 荒茶・仕上げ茶

選別や加工がされていない茶農家が生産したままのお茶を荒茶といい、荒茶を乾燥させ木や茎などを取り除き形を整える加工を加えたものを仕上げ茶という。

### 遺伝子解析装置

遺伝子の塩基配列の解析を行う装置で、有害微生物等の検査に用いられるほか、遺伝子組換え食品やアレルギー物質を含む食品の検査にも用いられる。

### 遺伝子組換え食品

食品として用いられている植物等の性質、機能を上手に利用するために、他の生物から有用な性質を付与する遺伝子を取り出し、その植物等に組み込むといった技術（組換えDNA技術）を応用して作られた食品です。

### 牛海綿状脳症（BSE）

BSEは、牛以外のヒトを含めた他の動物にも見られるTSE（伝染性海綿状脳症：Transmissible Spongiform Encephalopathies）という、未だ十分に解明されていない伝達因子（病気を伝えるもの）と関係する病気のひとつで、牛の脳の組織にスポンジ状の変化を起こし、起立不能等の症状を示す遅発性かつ悪性の中樞神経系の疾病である。

### エコファーマー

「持続農業法」（持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律）に基づき、たい肥等を使った土づくりと化学肥料・農薬の使用の低減を一体的に行う農業生産方式を導入し、環境保全型農業に取り組んでいる農業者の呼称のこと。

### SRSV

SRSVとは、Small Round Structured Virus の頭文字をとって、このように呼ばれており、「小さく球形の構造をしたウイルス」という意味である。

SRSVの人への感染は、11月から3月の冬季を中心に発生し、過去の事例からカキが原因と考えられる例が多かったが、最近では二次汚染による食中毒も発生している。

### LC / MS / MS

高速液体クロマトグラフ（HPLC）と質量分析計（MS）を結合させた複合システムで、正確で高感度に目的化合物を同定・定量することが出来る。

### 家畜個体識別番号

全ての牛について出生からと畜までの生涯を通した基本的なデータベースである「家畜個体識別システム」で使用される番号

### 感染症発生動向調査

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定された疾病の患者が全国でどのくらい発生したのかを調査集計したもの

### クリーンチェーン認証制度

静岡県農業水産部が検討している茶園から流通までの連結した衛生管理システムである「クリーンチェーン」を確立した者に対する認証制度

### 計量法

計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的とする法律

### 健康食品苦情・相談窓口

県民の健康食品に係る苦情・相談に対応するために、各保健所食品衛生担当課（衛生課、衛生環境課）に設置した窓口

### 高速溶媒抽出法(ASE)法

食品などに含まれる農薬や化学物質の分析では、検体から目的とする物質を抽出する必要があり、通常は有機溶媒などを使うケースが多くなります。ASE法は、通常より高い圧力と温度をかけることにより、少量の有機溶媒で短時間に非常に効率よく目的物質を抽出できる方法です。

### 静岡県総合計画

平成 14 年 4 月 4 日に決定された新しい総合計画で、名称を「魅力ある"しずおか"2010年戦略プラン - 富国有徳、しずおかの挑戦 - 」という。

このプランにおいては、本県が進める「目的指向型行政運営システム」の確立を図るため、平成 22 年度（2010 年度）を目標年次とし、158 項目の数値目標を設定するとともに、それらを達成する施策の基本方向を明らかにしている。

#### 持続的農業

化学農薬・化学肥料等の削減や、有機物を利用した土づくり等による農業

#### （社）静岡県食品衛生協会

食品衛生の自主衛生管理活動、食品衛生指導員活動（3,417 人）、食品衛生思想の普及啓発、会員の福利厚生事業等を行うために、昭和 52 年 12 月 13 日（任意団体としては昭和 32 年 5 月 20 日）に設立された法人で、会員は、22 団体（食品関係営業者 83,690 人）である。

#### JAS 法

「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」の略称。食料品などについて規格や表示のルールを定めることにより、消費者が正しい情報を得て、安心して食料品などを選択・購入できるようにするとともに、良い商品を消費者に届けようとする生産者の努力が報いられるようにすることを目的とする法律

#### 収去検査

食品衛生法第 17 条に基づき、法違反が疑われる場合に被収去者から無償で品物を取り立て、検査等を行うこと。

#### 集団給食施設

学校（幼稚園を含む。）社会福祉施設、医療施設等の給食施設をいう。なお、栄養改善法では、「特定多数人に対して、通例として、継続的に 1 回 100 食以上又は 1 日 250 食以上の食事を供給する施設」とされている。

#### 食育

自分で自分の健康をつくり、人生を心豊かに力強くいきるために、健全で豊かな食生活を送る力(体によい食品を選ぶことができる力・食情報を見分ける力・食べものの育ちを知る力・料理をする力・食べ物と体の関係がわかる力・おいしい味がわかる力・食を楽しむ力)を育てること。

### 食鳥検査業務

食鳥処理の事業について、衛生上の見地から必要な規制を行うとともに、食鳥検査の制度を導入することにより、食鳥肉の安全を確保する業務

### 食農学習

生きていく上で欠くことのできない食べ物について学んだり、実際に農業体験を行い、生き物や農村の自然にふれあうことによって、「食」や「農業」、「環境」の問題を身近に感じ、食べ物大切さや農業の重要性を知るだけでなく、環境を守ることの意義や健康について考えるきっかけとなる学習

### 食品衛生監視員

食品衛生法第 19 条により都道府県知事等から任命された職員で、食品営業施設等の監視等を行う。

### 食品衛生監視専門班

食品衛生監視専門班は、大規模食中毒防止及び食品製造技術の高度化・国際化等に対応するため、平成 10 年度 健康福祉センターの設置に合わせ県下 3 か所の健康福祉センターに設置した。

### 食品衛生サミット

消費者、業界、行政、それぞれの代表者によるパネルディスカッションを開催し、相互の理解を図るとともに、正しい衛生知識の普及啓発を行っているもので、平成 4 年度から実施している。平成 14 年度は 9 月 18 日に静岡市で開催した。

### 食品衛生消費者講座

食品衛生の基本的な知識を消費者に普及することにより、食品からの危害を防止するために健康福祉部が実施する公園会

### 食品衛生推進員

平成 7 年の食品衛生法の改正により導入された制度で、食品衛生に関する幅広い知識を有する者を委嘱の対象とし、地域における食品衛生の向上に関する自主的な活動を広く行う。

### 食品衛生責任者制度

食品関係事業者の食品の安全確保に対する責任を明確にするとともに、食品衛生に対する知識の向上を図るために、食品衛生法施行条例に定められた制度

#### 食品衛生相談日

毎週月曜日を「食品衛生相談日」と定め、県内の保健所を窓口として食品関係業者及び一般消費者の食品衛生全般に関する相談並びに苦情受付等を、昭和 50 年 7 月 1 日から実施している。

#### 食品衛生法

飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする法律

#### 食品卸売市場

生鮮食料品等の卸売のために開設される市場であつて、卸売場、自動車駐車場その他の生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な施設を設けて継続して開場されるもの

#### 食品知識普及研修会

消費者や関連業界に対して食品知識の普及を図るとともに、食品産業へのニーズを把握し、時局にあった懇談会・研修会を開催することにより、変動する食品業界への情報提供を行うために、静岡県食品産業協議会が開催している研修会

#### 食品添加物

食品の製造の過程において又は食品の加工若しくは保存の目的で、食品に添加、混和、浸潤その他の方法によって使用する物

#### 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法

食品の製造過程において、食品に起因する衛生上の危害の発生の防止と適正な品質の確保を図るため、その管理の高度化を促進する措置を講じ、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、食品の製造又は加工の事業の健全な発展に資することを目的とする法律

#### 食品表示ウォッチャー制度

農林水産省が平成 15 年度から設けた制度で、一般に消費者に委嘱し、日常の買い物

などの中で食品表示の状況をモニターするとともに、不適正表示についての情報提供を求める制度

#### 食品表示不審情報窓口

食品の偽装表示や不審な食品表示に関する情報を受け付けるため、平成 14 年 2 月 25 日、県庁生活・文化部県民生活室内に開設された窓口である。

平成 14 年 7 月 8 日からは、不審情報をより一層提供しやすいよう県庁の窓口のほか東部・中部・西部県行政センターに同様の窓口を設置している。

#### 食物アレルギー対策

食物アレルギーとは、食物の摂取により、免疫学的な作用により発疹等の症状が出現することをいう。

#### 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律

飼料及び飼料添加物の製造等に関する規制、飼料の公定規格の設定及びこれによる検定等を行うことにより、飼料の安全性の確保及び品質の改善を図り、もつて公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定に寄与することを目的とする法律

#### 精度管理委員会

食品の検査において、正確で適正な検査成績を維持し、検査制度の信頼性を確保するために県内 5 保健所試験検査課・環境衛生科学研究所・2 食肉衛生検査所の計 8 施設に設置されている委員会

#### 総合衛生管理製造過程

食品衛生上の危害を防止するために H A C C P システムを導入した施設に対し、食品衛生法の規定による画一的な食品の製造・加工及び管理の方法以外の高度で多様な製造・加工及び管理の方法を厚生労働大臣が例外承認するものである。

#### 地産地消

消費者と生産者の相互の連携を促進する、いわゆる「顔の見える関係づくり」の一環であり、地域で生産された食品をその地域の消費者に提供し消費すること。

#### 地域食品衛生管理向上事業

地域保健 H A C C P 普及推進モデル事業を発展させた事業として、H A C C P の考

え方に基づく食品衛生管理制度を、総合衛生管理製造過程対象業種以外の業種に導入することにより、地域における食品衛生管理の向上を図ることを目的に（社）静岡県食品衛生協会に委託した事業

#### 特定部位

牛の脳、脊髄、眼及び回腸遠位部（小腸の最後の部分）をいい、英国での実験・研究の結果、特定部位以外のところから B S E の感染はなく、牛乳、乳製品からも感染はないとされている。

#### 特別栽培農産物

当該農産物の生産過程等の使用資材に着目した特別な栽培方法により生産された農産物であって、「無農薬栽培農産物」、「無化学肥料栽培農産物」、「減農薬栽培農産物」及び「減化学肥料栽培農産物」をいう。

#### と畜検査業務

食用の目的で、と殺、解体する牛、馬、豚、めん羊及び山羊について疾病の有無、残留抗生物質等を検査し、安全な食肉を県民に供給することにより、県民の健康を確保し、公衆衛生の向上を図る業務

#### トレーサビリティシステム

スーパー等に並んでいる食品がいつ・どこで・どの様に生産・流通されたか、また、農家の使用農薬歴などの生産者情報等について消費者が把握できる仕組みのこと。

#### 農薬、動物用医薬品

農薬取締法（農林水産省・環境省所管）に基づき、国内で使用される全ての農薬は登録を受ける必要があり、農薬を使用する際には使用時期・方法を定めた農薬安全使用基準を遵守することが求められる。

飼育段階で使用される抗生物質等の化学物質を動物用医薬品等といい、牛、豚、鶏などの畜産動物や養殖魚に対して、病気の治療や予防のために、抗生物質、寄生虫駆除剤などの動物用医薬品や、飼料の効率の改善や栄養成分の補給のために飼料添加物というものが使用されることがある。

#### 農薬取締法

農薬について登録の制度を設け、販売及び使用の規制等を行なうことにより、農薬

の品質の適正化とその安全かつ適正な使用の確保を図り、もつて農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与することを目的とする法律

#### H A C C P

安全な食品をつくるための新しい高度な衛生管理手法のこと。食品の製造加工工程において発生する可能性のある危害を予め分析し(Hazard Analysis)、この結果を基に衛生管理をするとともに、その中で特に重点的に監視する必要がある重要管理点(Critical Control Point)を定め、その工程を連続的に管理することにより製品の安全性を保証する方法

#### P L 法

製造物責任法のこと。製造物の欠陥により人の生命、身体又は財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図り、もつて国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする法律

#### ファーマーズマーケット

農産物直売所

#### 不当景品類及び不当表示防止法

商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例を定めることにより、公正な競争を確保し、もつて一般消費者の利益を保護することを目的とする法律

#### ポジティブリスト化

食品衛生法に基づく残留基準が設定されていない農薬等(動物用医薬品、飼料添加物を含む。)について、当該農薬等が残留する食品の流通等を原則として禁止する措置で、食品衛生法の改正の中で厚生労働省が検討している。

#### マイクロプレートリーダー

酵素免疫反応測定に使う分析機器

#### 麻痺性貝毒

原因プランクトンであるアレキサンドリウム属プランクトン等が大量発生すると、アサリやカキなどのプランクトン食性の貝に毒素が蓄積して毒化する。

#### 薬事監視員

薬事法第 77 条により都道府県知事等から任命された職員で、医薬品製造施設等の監視等を行う。

#### 有機農産物

農薬や化学肥料を使わずに、自然の力を最大限に利用した農業である有機農業によって生産された農産物で、オーガニック農産物ともいう。

具体的には、播種または植付け前 2 年以上（多年生作物にあつては、最初の収穫前 3 年以上）の間、堆肥等による土作りを行った圃場において、化学的に合成された肥料及び農薬の使用をせずに生産された農産物である。

#### 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律

酪農及び肉用牛生産の近代化を総合的かつ計画的に推進するための措置並びに酪農適地に生乳の濃密生産団地を形成するための集約酪農地域の制度並びにこれらに関連して生乳等の取引の公正、牛乳及び乳製品の消費の増進並びに肉用子牛の価格の安定及び牛肉の流通の合理化を図るための措置を定めて、酪農及び肉用牛生産の健全な発達並びに農業経営の安定を図り、あわせて牛乳、乳製品及び牛肉の安定的な供給に資することを目的とする法律

#### リスク分析手法

食品を摂取することによって健康に悪影響が発生することを予防・抑制することを目的とし、「リスク評価」、「リスク管理」、「リスクコミュニケーション」を行うこと。

リスク評価：食品に含まれる添加物や細菌などが、人の健康に及ぼす影響を科学的に判断すること。（規格基準の見直し 等）

リスク管理：リスクを低減し、食品の安全を確保するための具体的政策・措置を決定・実施すること。（監視、指導、検査、トレーサビリティシステムの構築 等）

リスクコミュニケーション：リスク評価、リスク管理過程において、関係者の間で、リスクに関する情報・意見を相互に交換すること。（意見交換、食育 等）